

令和2年11月30日

市民パブリックコメントの結果公表

- 1 条例案の名称 黒部市議会議員政治倫理条例（素案）
- 2 条例案の公表日 令和2年10月1日（木）
- 3 意見募集期間 令和2年10月1日（木）～令和2年11月10日（火）
- 4 募集結果
 - （1）提出者数 4人
 - （2）提出方法 持参 2人、郵送 1人、電子メール 1人
 - （3）意見総数 7件
- 5 パブリックコメントへの対応
別紙のとおり

黒部市議会議員政治倫理条例（素案）のパブリックコメントへの対応

No.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	第2条第2項 （議員の責務）	第2条第2項中、 ○「…疑義を持たれるとき」 ○「明らかにするよう努める」 以上は、同条第1項で「しなければならない」と限定済みであり、紛らわしい表現であるため削除したほうがよいのではないか。	条例（素案）第2条第1項では、議員の責務として、倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んでその高潔性を明らかにすることを規定しております。一方、同条第2項では、政治倫理に反するとの疑惑を持たれた場合の責務を明確にする観点から、疑惑を持たれたときは疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めることを規定しております。
2	第3条第6号 （政治倫理基準）	第3条第6号中、 ○「趣旨を尊重するとともに」 ○「影響力を持つことを認識し」 ○「疑念を招くことのないよう」 以上は、地方自治法に規定済みでは、また紛らわしい表現のため記載しないほうがよいのではないか。	条例（素案）第3条第6号では、議員は、地方自治法第92条の2の規定を踏まえ、市に対して行う契約等に関して、市民の疑念を招くことのないようしなければならないとしており、議員として遵守すべき基本的な事項をあらためて条例に明文化することにより、議員がより市民の信頼に値する倫理性を自覚しながら議員活動を行い、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的としております。
3	第4条第1項 （政治倫理審査会の設置）	第4条第1項は、「議長は、 <u>複数会派の議員または市民の審査請求により、議員が政治倫理基準に抵触している恐れがあると認めるときは</u> 、速やかに（以下、同文）」と定めれば、曖昧性がなくなるように思う。	議員一人ひとりが倫理性を高めることにより市民の信頼を得、議会全体が市民に信頼され、組織として市民の付託に的確に応えることができるものと考えております。 議員の審査請求に要件を設けていない趣旨としては、議会

		<p>単一会派ではない複数会派の議員からの審査請求を設けることにより、偏りのない請求となり、議員間で倫理観を高め合うように互いに見守り努めるというよい意味での緊張感が生まれるのではないか。</p>	<p>組織の自己改革能力を高める意味においても、会派に関わらず、議員一人からでも審査請求ができるものとしております。議長は、公平な立場から審査の必要性の有無を判断することとなります。</p>
4	<p>第4条第2項 (政治倫理審査会の設置)</p>	<p>第4条第2項は、「審査会の委員の定数は7人とし、<u>議員から4名、公募市民から3名選出し、議長が任命する。</u>」と定めればどうか。議員以外からの委員の選出については、大津市議会政治倫理条例制定の際の議論の経緯にあるように、地方自治法の解釈上の問題があるように見受けられるが、住民自治の観点から市民の代表を加える方が望ましいように思われる。</p>	<p>現時点では、審査会の委員を議員7人で構成し、事案によって議員のみでの審査が困難な場合は、外部の方の意見も聴きたいと考えております。</p> <p>条例(素案)第6条第3項では、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否について審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができること規定しており、審査の際、議員以外の意見を取り入れることが可能です。</p>
5	<p>全般</p>	<p>他市の議会において辞職勧告を何度も受けながら居座っている議員がいると聞く。</p> <p>黒部市に関係のない問題かと思うが、議員としての責務を果たしてもらいたい。</p>	<p>条例(素案)第10条では、審査結果により審査対象議員に対して、(1)政治倫理基準を遵守させるための警告を発すること。(2)議員の辞職勧告を行うこと。(3)その他議長が必要と認めること。これらの措置を講ずることができません。辞職勧告については強制力がありませんので、勧告を聞き入れない場合も想定されます。そこで、地方自治法では、議会は、地方自治法、会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰(戒告、陳謝、出席停止、</p>

			<p>除名)を科すことができると規定されています。政治倫理審査会で調査し事案によっては、懲罰委員会にかけ、議決により除名することも可能です。</p> <p>辞職勧告や除名等の措置を講じなければならないような事態はあってはならないと考えております。条例において政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の代表者として政治倫理の一層の向上に努めるとともに、市民に信頼される議会づくりを進め、市民福祉の向上と市勢の発展のため、議員としての責務を果たすべきものと考えております。</p>
6	全般	<p>当該条例の制定により、市議会議員の日頃の議員活動の基準が明確になる一方、市政参加における市民の議員への働きかけ、行動指針もわかりやすくなることが期待される。</p>	<p>本条例において、議員が遵守すべき政治倫理基準を明記することにより、市民の皆様の議員に対する行動の考え方についてもより理解していただけるよう、本条例の内容の周知に努めてまいりたいと考えております。</p>
7	全般	<p>「懲罰動議（議員発議）」による「懲罰委員会」の設置、審査、運用と、議長が設置する「政治倫理審査会」（市民の審査請求による設置も含めて）の審査、運用について明確な違い、それぞれの適用ルールについて市民にわかりやすいよう広報してほしい。</p>	<p>地方自治法の規定による「懲罰委員会」と本条例に基づく「政治倫理審査会」の設置、審査、運用の違いについては、議会内部のみでの認識に留まらず、市民の皆様にわかりやすく周知してまいりたいと考えております。</p>